

那須塩原市除染実施計画の改訂について

4月に策定した除染実施計画において、積雪による詳細測定ができないとして除染実施計画の対象となる区域から除いていた中塩原、上塩原、新湯、元湯、上の原地区の詳細測定を実施したところ、いずれも毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の値が測定されたため、これらの地域を除染実施計画の対象となる区域から除くものとして、改訂を行った。

なお、今回は軽微な変更として版数の変更は行わない。

改訂後	改訂前
<p>4 除染実施計画の対象となる区域</p> <p>除染実施計画の対象となる区域は、文部科学省が実施した航空機モニタリング調査や市が実施した定点測定及び詳細測定において、毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の値が計測された中塩原、上塩原、新湯、元湯、上の原地区を除く、市全域を対象とします。</p>	<p>4 除染実施計画の対象となる区域</p> <p>市内の空間放射線量は、文部科学省が実施した航空機モニタリング調査、これまで市が実施した定点測定及び詳細測定において、各地域で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の値が計測されていることにより、積雪による詳細測定ができない中塩原、上塩原、新湯、元湯、上の原地区を除き、市全域を除染実施計画の対象区域とします。</p>